

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 監査公表

○包括外部監査の結果に基づく措置の公表 第5号 (監査委員事務局) 1

## 監査公表

### 29監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、愛知県知事から包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

平成29年3月10日

愛知県監査委員 西川洋二  
同 後藤貞明  
同 川上明彦  
同 伊藤勝人  
同 杉浦孝成

### 包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>【平成27年度包括外部監査】 （農林水産業振興施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について）</p> <p>第1 外部監査の結果－総括的事項－</p> <p>1 食と緑の基本計画2015について</p> <p>【意見】目標設定について</p> <p>①「県産農林水産物の輸出品目数」 意欲ある生産者等に対する輸出機会の創出に努めていくことが重要であることから、今後の基本計画における施策目標としては、商談件数等、他の指標について検討されたい。</p> <p>②「漁業生産量」 「安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保」における主要目標は、水産業振興が漁業経営の安定を目的としていることから、将来的には「漁業生産額」とすることを検討されたい。</p> <p>③「効率的かつ安定的な漁業経営体の育成・確保」 施策目標の趣旨自体は妥当なものと考えられるが、その達成状況の管理の面では設定の妥当性に疑問が残る。年度毎に実績値を把握して進捗管理できる指標を検討されたい。</p>	<p>平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」において、施策目標を「輸出に向けた商談件数」とした。</p> <p>平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」では、農林水産業全体の生産額を基準とした全国シェアを指標とした。</p> <p>平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」では、項目を見直し、年度毎に実績を把握できる指標を設定した。</p>

## ④「新規農業就業者の確保」

新規就農者のすべてが基幹経営体になる前提で目標値が設定されているが、実際にはすべての就農者が基幹経営体になれるわけではないため、現行目標よりも多くの新規就農者を確保する必要がある。よって、今後の基本計画策定においては改善を検討されたい。

## ⑤「農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合」

小学校と地域の農林漁業関係団体・機関や地域ボランティアとの連携が不可欠であり、農林漁業関係団体・機関や地域ボランティアへの協力要請に関する小学校からの各種相談に対応する体制の周知の徹底が望まれる。

## ⑥「学校給食における地域の産物を活用する割合」

規格・サイズ、価格、安定供給等の課題を解決し、学校給食における地域の産物の活用割合を向上させるためには、学校と地域の農業関係者等との連携・協力体制の構築を今まで以上に促進することが望まれる。

## 【意見】基本計画における関係団体との役割分担について

多様な農林水産業関係団体それぞれが基本計画に掲げる施策に主体的に取り組めるよう、団体が大きな役割を担う取組を中心に各団体の役割の明示や、関係団体も参画した進行管理の実施について検討されたい。

## 2 県産農産物の高付加価値化の取組について

## 【意見】健康増進の観点を踏まえた県産野菜の消費拡大について

野菜の健康増進効果に着目してその機能性をPRすることにより県産野菜の付加価値を高めるとともに、県民の健康に対する関心を高めて健康的な食生活を普及させる取組により、県産野菜の消費拡大を図り、県内農業への好循環を及ぼし収益力を高める効果が期待できるものと考ええる。

## 【意見】地理的表示の登録推進について

必要となる基幹経営体を確保するためには、より多くの新規就農者を確保する必要があることから、平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」では、新たに、農業法人に就農する雇用就農者数を加えた新規就農者数の目標設定とした。

平成28年4月に、小学校が地域の生産者等の協力を得ながら農林漁業体験学習を実施できるように作成した「食育のための農林漁業体験学習マニュアル」等の周知徹底を再度行った。なお、平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」においては、指標を「農林漁業を体験する主な活動参加者数」とし、「農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合」を含むこととした。

学校給食における地域の産物の活用割合を向上させるためには、規格・サイズ、価格、安定供給等の課題を解決することが不可欠であるので、これまで実施してきた県教育委員会や市町村等との連携に加え、平成28年10月からJA愛知中央と意見交換会を実施するなど新たな連携・協力体制を構築した。なお、平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」においては、地産地消の指標をより広い対象である消費者への浸透を狙いとする、「いいともあいち運動」シンボルマーク新規表示商品数」とした。

平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」で、団体が大きな役割を担う取組を中心に各団体の役割を明示した。

また、平成28年8月に開催した、農林水産関係団体などを構成員とする「食と緑の基本計画推進会議」において、本年度の取組状況等を示して、進行管理を行うとともに、今後も毎年度進行管理を実施していくこととした。

平成28年7月開催の「あいち食育いきいきミーティング」などの食育イベントで、学識経験者による講演や食育推進ボランティアによる参加型のクイズなどにより、本県が全国有数の野菜産地であることや、野菜摂取が健康づくりに大切であることをPRし、県民の意識向上を図った。また、平成28年11月開催の「あいちの農林水産フェア」などの消費拡大イベントにおいても、同様のPRを図るとともに、県産野菜の販売促進を行った。さらに、健康福祉部が、平成28年12月から平成29年2月まで実施するスーパーやコンビニなどで、野菜の摂り方を通じた食生活の見直しなどを呼びかけ、県産野菜の展示・販売を行う取組に対して、本県独自の地産地消を推進する「いいともあいち運動」を連携・協力させることで、消費拡大につなげることとしている。

地理的表示は地域固有の財産であるという観点から、地域が主体的に取り組む必要があるが、県が地理的表示保護制度について積極的に普及啓発を行い、より多くの愛知県産農林水産物・食品が地理的表示に登録されるよう、助言、指導、支援を行っていくことが望まれる。

### 3 畜産における経営継承支援策の強化について

【意見】畜産における経営継承支援策強化について

畜産から離農しようとする農家の実態を十分に把握したうえで、畜産におけるマッチング施策を率先して周知・啓発を行うとともに、関係団体と連携した施策の実施についても検討されたい。

### 4 農家の法人化支援施策の強化について

【意見】農家の法人化支援施策の強化について  
農業経営の法人化のメリットを十分に活かすため、農家の法人化推進体制を整備し、税理士や中小企業診断士など法人化・経営継承に関する専門家派遣等の取組を推進されたい。

### 5 水産資源管理の継続的な努力及び啓発について

【意見】水産資源管理の継続的な努力及び啓発について

今後も引き続き、漁業者等の関係者と協力して、それぞれのケースごとに効果的で実施可能な対応を総合的に検討・実施することによって、水産資源の適切な管理に努めていくことが望まれる。水産エコラベル等を通じて、資源管理によるメリットを啓発していくことが望まれる。

### 6 長期的な視点による森林資源の循環利用について

【意見】長期的な視点による森林資源の循環利用について

適切な森林整備が確保されるとともに、将来にわたる木材の継続的利用を可能とする、長期的な視点による森林資源の循環利用を推進するために、主伐を含めた木材生産量の目標を設定するとともに、林業労働者の確保についても引き続き検討し、それらの実施状況を評価していくことが望まれる。

### 7 農林水産業に係る試験研究について

【意見】外部評価の対象について

外部評価は、外部評価委員が自ら評価する研究課題を選定し、第三者の視点から研究課題の事後評価を実施することが本来の趣旨であることから、研究課題の一覧の中から外部評価委員が評価対象となる研究課題を選定し、農業総合試験場が該当する研究課題を提出する体制に変更されることを検討されたい。

平成27年度に、国から地理的表示保護制度活用支援窓口（G Iサポートデスク）の業務委託を受けた一般社団法人食品需給研究センターとともに、地理的表示に関心のある県内団体等を対象に登録に向けた説明・相談会を2回開催し、制度の周知PRを進め、また、県のホームページでもPRをしている。

2回の説明・相談会を通じ、11製品の個別相談があった。

県としては、今後も、産地の要望を把握しながら、G Iサポートデスクや関係団体等と連携し、地理的表示制度の活用を支援していく。

酪農では、関係団体と連携した施策として、平成27年度から関係団体が主体となって設置した「空き牛舎有効活用推進協議会」に県も参画し、廃業農家の把握を行うほか、県内外で実施される新規就農希望者とのマッチングフェアにおいて、本県の就農施策等の周知・啓発や、就農相談を行い、相談内容を関係団体とも共有している。今後ともこうした取組を継続していく。

「食と緑の基本計画2020」において、新たに農業法人数の数値目標を掲げるとともに、平成28年度から税理士等の専門家の協力を得ながら、法人化推進のための啓発研修、個別相談、専門家派遣に取り組んでいる。

漁業者が作成する資源管理計画ごとに、必要に応じて、また一定期間ごとに評価・検証を行い、より効果的な管理計画とし、引き続き水産資源の管理に努めていく。啓発資料等により水産エコラベルの取り組みを紹介するなど、資源管理によるメリットを引き続き啓発していく。

平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」において、主伐を含めた木材生産量の目標を設定するとともに、林業労働者の確保についても検討し目標を設定した。

さらに、この計画の的確な推進を図るため、毎年度実施状況を評価していくこととしている。

平成28年度から、外部評価実施要領（平成15年制定）の一部改正を行い、対象研究課題は外部評価委員が選定することとした。改正後要領に従い、研究課題一覧表を外部評価委員に示し、その中から外部評価委員が評価対象となる研究課題を選定し、農業総合試験場が該当する研究課題を提出する体制に変更した。

【意見】外部資金による試験費の安定的な獲得について

今後も試験研究を確実に実施するためには、外部資金による試験費の獲得に向けた取組を継続する必要があり、研究全体の企画調整・進行管理能力等のノウハウを蓄積していくことが望まれる。

第2 外部監査の結果—個別的事項—

1 農林政策課

(1) 食と緑の基本計画2015について

【意見】基本計画における関係団体との役割分担について

県には、農林水産業関係団体と連携を図りながら円滑に基本計画に掲げた各施策が推進されるよう、総合調整の機能を発揮することが期待される。多様な団体それぞれが主体的に基本計画に掲げた各目標に取り組むよう、以下について検討されたい。

- ① 団体が大きな役割を担う取組を中心に、各団体の役割の明示
- ② 関係団体も参画した進行管理の実施

2 農林水産事務所

(1) 食と緑の基本計画2015の地域推進プランについて

【意見】農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合の向上のための取組について（尾張農林水産事務所）

教育現場の要望を踏まえ、各地域において各小学校が取組に積極的に対応できるよう、農業関係団体や各地域ボランティアへの協力要請に関する小学校からの各種相談に対応する体制の周知の徹底が望まれる。

【意見】施策目標の設定の妥当性について（知多農林水産事務所）

施策目標⑥「効率的かつ安定的な漁業経営体の育成・確保」について、今後の基本計画における施策目標の設定に当たっては、5か年の推進プランを計画的に推進するために、年度ごとに実績値を把握して進捗管理できる指標を検討されたい。

平成28年3月に策定した「愛知県農林水産業の試験研究基本計画2020」で外部資金による研究費の獲得に向けた取り組みに努めていくこととした。

また、「農林水産省における平成28年度競争的資金制度等公募説明会」（平成28年1月）や競争的資金のコーディネーターが所属するNPO法人「東海地域生物系先端技術研究会」のセミナー（平成28年11月）などに研究員を参加させ、外部資金獲得に対する知識の蓄積を図った。

今後も、過去の経験を活かしながら、知識の向上と外部資金獲得の取組を継続していく。

平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」で、団体が大きな役割を担う取組を中心に各団体の役割を明示した。

また、平成28年8月に開催した、農林水産関係団体などを構成員とする「食と緑の基本計画推進会議」において、本年度の取組状況等を示して、進行管理を行うとともに、今後も毎年度進行管理を実施していくこととした。

小学校への農林漁業体験学習の推進は、農林水産部と県教育委員会、農林水産事務所と県教育事務所が連携・協力して取り組むこととしており、再度、周知徹底を図った。

まず、農林水産部から、愛知県教育委員会に対して「小学校の農林漁業体験学習導入の推進について（平成28年4月8日農林水産部長通知）」が出され、その文書を受けて、尾張教育事務所より4月14日付けで、各市町教育委員会を經由して各小学校に周知した。

また、尾張農林水産事務所においては、各地域ボランティアの情報（食育のための農林漁業体験学習に係る協力者）を再度整理し、県教育事務所と連携・協力して、小学校に周知することとした。

さらに、尾張農林水産事務所では、農業関係団体（5農協）に対して、小学校に対する農業体験学習への協力・支援の状況についてのアンケート調査・ヒアリングを実施した。この結果を活用して、小学校が農業団体を通して農業体験学習を円滑に実施できるように、地元の相談体制を明確にした。

年度ごとに実績値を把握して進捗管理できる指標として、次期計画である「食と緑の基本計画2020知多地域推進プラン」では「新規漁業就業者の確保」を設定し、平成28年3月30日にホームページにて公表した。

## (2) 尾張地域食育推進会議について（尾張農林水産事務所）

【意見】尾張地域食育推進会議の実施について

会議を2年間のローテーションで実施するのではなく、各ブロックで毎年実施することが望ましい。

また、各ブロックにおける会議の内容を他のブロックにも発信し、ブロック間で情報を共有する体制を構築することが望まれる。

平成28年度からは、地域食育推進会議を廃止し、代わりに当該会議の主な構成員であった市町、農業団体に食育に関する情報周知を行うため、5月17日に尾張地域の「市町・農業協同組合農政担当部長会議」を設置、開催した。

また、今年度、地域での食育の担い手となる食育推進ボランティアを主な構成員とする尾張管内全域を対象とした「尾張地域食育推進ボランティア研修交流会」を11月16日に開催した。

これらの会議、研修交流会を毎年度開催することにより、全域で食育推進に関する情報共有ができる体制を構築した。

## (3) 物品管理について（知多農林水産事務所）

【意見】物品管理責任者の未指定について

所在場所コードが誤って登録されている車両6台について、物品使用一覧表の所在場所コードの登録を修正されたい。

平成27年8月27日に所在場所コードの修正を行った。

## (4) 応急ポンプの管理及び貸出について（海部農林水産事務所）

【意見】故障品の管理場所について

緊急時に多くの応急ポンプを持ち出す際に、誤って故障品が持ち出され迅速な対応ができず被害が拡大するリスクを考慮すると、故障したものは通常品とは別の場所に保管することが望まれる。

平成27年度に、故障品が緊急時に誤って持ち出されることがないように、通常品とは別の保管場所を定めて移動した。

【意見】故障品の処分時期について

故障し、修繕ではなく買い替えにより対応すると判断した段階で、不用決定調書により不用の決定を行い、速やかに故障品を廃棄もしくは売却により処分すべきである。今後は、効率的に備品管理を実施すべく、定められた手続に則った上で速やかに故障品を廃棄もしくは売却することが望まれる。

故障品については速やかに処分を行った。また、今後は買い替えにより対応すると判断した段階で、定められた手続を行い、速やかに処分することとした。

## (5) 排水機維持管理費補助金について（西三河農林水産事務所）

【指摘】排水機維持管理事業チェックシートの記載誤りについて

排水機維持管理事業チェックシートについて、本来であれば実績額を記載しなければならない欄に見込み額を記載していたという誤りが発見された。結果として、交付額は交付要綱の規定に収まっているものの、本来交付されるべき金額と誤差が生じている。チェックシート等と領収書等の証拠書類の照合を一部行わなかったことによるものと思われるため、照合を適切に行う必要がある。

平成27年度排水機維持管理事業チェックシートについて、複数の職員で本シートと根拠となる領収書等の証拠書類の照合を行い、チェック項目欄にチェックマークをつけ確認を行った。平成28年度においても同様の体制をとっている。

## (6) あいち森と緑づくり事業について（新城設楽農林水産事務所）

【意見】あいち森と緑づくり事業での間伐材利用促進について

あいち森と緑づくり事業は、間伐材搬出を目的とした事業ではないが、今後は事業実施後、可能であれば、森林所有者自らが、間伐材搬出をすることを県として促していくことが望まれる。

平成28年度から、新城設楽農林水産事務所において、事業実施時に、間伐材搬出が可能な箇所について各森林所有者に搬出を働きかけることとした。

【意見】 あいち森と緑づくり事業における調査地の選定方法等について

入札の公平性を期すには、請負工事の契約後に設計変更を極力減らすことが望ましいと考える。外部の専門業者に設計を委託する際に、より調査精度が向上するような調査地の選定方法等を検討することで設計書自体を精緻に作成することを可能にし、工事の設計変更を行うケースを減らすことが望まれる。

(7) “活かす”あいちの農林水産業に係る女性起業家支援について（新城設楽農林水産事務所）

【意見】 女性起業家に対する新たな支援策について

「しんせつネット」を使って地域の女性起業家などが作成した特産品などの紹介やネット販売の案内をすることが考えられる。また、県のSNSページを使って特産品のPR活動を行うことも望まれる。

【意見】 技術支援も含めた起業家支援について

設楽町では全国的にも有名な酒蔵が存在し地域のお米を使用したヒット商品を生み出している。そのお米農家に対し、県としても技術支援を行っており、そのことでさらに良い商品が作られ、売上が伸びることで農家への還元が増えるという好循環が起きている。今後は、同じような取組がお酒に限らず他の農産物からも見られることが望まれる。

3 公益財団法人愛知県農業振興基金

(1) 助成事業について

【意見】 当初申請額と実績金額の差額及び変更申請の時期について

変更申請の時期が早ければ、助成金の減額分を他の事業の助成にまわすことが可能となるので、事業費の減少が判明した時点で、速やかに変更申請が行われるよう事業者に対し指導する必要がある。このことについては、愛知県農業振興基金も十分認識して、該当事業者に直接申し入れを実施し、改善を進めているが、引き続き改善を進められたい。

4 農林検査課

【意見】 検査調書の確認項目の整理について

検査時に発見した不備事項に対し深度ある検査を実施する場合であっても、重点検査事項については検査を確実に実施する必要があるため、検査調書において、どの項目が重点検査事項であるかを明確にしておくことが望ましい。

5 食育推進課

(1) いいともあいち運動について

【意見】 いいともあいち運動の認知度と県産農産物等の購入割合に関する調査結果について

いいともあいちネットワーク会員、いいともあいちサポーター、いいともあいち推進店への登録推進活動や地産地消に関する啓発活動等をさらに積極的に実施していく必要がある。

平成28年度から、新城設楽農林水産事務所において、設計の基となる調査の精度を向上するため、設計上の間伐本数を決める根拠となる、調査地の箇所数、面積を増やした。

「しんせつネット」で加工品の紹介をしている。平成28年7月には地域の女性農業者と農産物生産者の交流について紹介した。平成28年2月から農林水産部公式ツイッター（県SNS）を活用することとした。

現在も酒米以外にもトマト、エゴマ等について技術支援等の対応をしている。平成28年度からは、新たにトマトについて品質、生産量向上のためトマト生理障害果対策に取り組み、エゴマは生産量確保のため効率的栽培技術の推進に取り組んでいる。

助成事業における大幅な減額への早期対応として、以下の点に留意して改善を進めている。

- ①事業計画の段階で相談を受けて、助成事業内容を確認して、変更申請の可能性を確認することとした。
- ②助成事業交付決定後、事業の実施状況を適時メール等で確認することとした。

平成28年度から、検査調書のうち、どの項目が当年度の重点検査事項に関するものか明確にするため、該当項目にゴシック及びアンダーラインを施し、確実に検査が行われるようにした。

いいともあいち運動をより多くの県民に知ってもらうため、平成27年度は、平成28年2月の交通広告の掲示やWEBページ、DVD、パンフレットを作成し、PRした。また、県産農林水産物やその加工品のイベントにおける移動販売、生産者や「いいと

県産農水産物の魅力、地産地消のメリットを県民に伝えるため、地産地消に関する啓発活動等のさらなる取組が必要である。

(2) 小学校における農林漁業体験学習の推進について

【意見】 関係機関との連携について

教育関係機関との連携を強め、引き続き小学校における農林漁業体験学習の時間の確保を促進していく必要がある。

農林漁業関係団体・機関や地域ボランティアへの協力要請に関する小学校からの各種相談に対応する体制の周知の徹底が望まれる。

(3) 6次産業化支援事業について

【意見】 地域の活性化につながる6次産業化の促進について

農林漁業者、地域の食品製造業者、流通・小売業者、観光業者等の多様な関係者の連携を促進し、新たな付加価値を地域内で創出し、地域の雇用と所得の確保を図り、地域経済の活性化につながる6次産業化を支援していくことが望まれる。例えば、県主導の地域協議会の開催、地域の取組のPR活動、人材育成、成功事例の調査・分析・展開等について実施・強化を検討されたい。

【意見】 成果指標について

6次産業化支援事業の目的が達成されたかを評価・測定する指標としては、6次産業化による新商品開発品目数だけでなく、新たに6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業計画を認定する6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定数等、他の指標についても設定することが望まれる。

(4) あいちの農林水産フェアについて

【意見】 来場者に対するアンケートの質問項目について

アンケートにおける質問項目に、あいちの農林水産フェアに来場したことで、県民の農林水産業、地産地消や食育に対する理解が深まったかどうかに関する事項を追加し、開催の目的が達成されたかどうかを調査し、調査の結果を今後の事業に反映することが望まれる。

(5) 学校給食における地場食材の利用推進について

【意見】 学校と地域の農業関係者等との連携・協力について

規格・サイズ、価格、安定供給等の課題を解決し、学校給食における地域の産物の活用割合を向上させるためには、学校と地域の農業関係者等との連携・協力体制の構築を今まで以上に促進することが望まれる。関係者による推進会議、協議会等の開催、成功事例の調査・分析・展開等について実施しているが、今後も当該取組の継続、強化が必要である。

(6) あいちの農林水産物輸出拡大戦略事業について

もあいち推進店」などを訪問する地産地消体験ツアーを実施した。

さらに平成28年度は、11月からいいともあいち運動のシンボルマークの愛称募集やいいともあいち推進店などを巡るスタンプラリーを実施することなどにより、積極的な啓発活動を行っている。

平成28年4月に、小学校が地域の生産者等の協力を得ながら農林漁業体験学習を実施できるように作成した「食育のための農林漁業体験学習マニュアル」等の周知徹底を再度行った。

平成28年度より各農林水産事務所単位で6次産業化地域連絡会議を開催し、地域の取組等の情報交換等を行っており、6次産業化について連携を強化している。

平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」において、数値目標を「県が行う6次産業化の支援件数」とした。

平成27年度から来場者アンケートに「イベントに来て愛知県の農林水産業や地産地消について理解は深まりましたか」という質問項目を追加して調査を行っている。

学校給食における地域の産物の活用割合を向上させるためには、規格・サイズ、価格、安定供給等の課題を解決することが不可欠であるので、これまで実施してきた県教育委員会や市町村等との連携に加え、平成28年10月からJA愛知中央会と意見交換会を実施するなど新たな連携・協力体制を構築した。また、推進会議等において、成功事例を紹介するなどの取組も継続していく。

【意見】県産農林水産物の輸出促進について国内外の展示会・商談会等を活用するなど、意欲ある生産者等に対する輸出機会の創出に今まで以上に努めていくことが重要であることから、次期計画における施策目標としては、商談件数等、他の指標について設定することが適切と考えられるため、検討されたい。

## 6 農業振興課

### (1) 食と緑の基本計画2015について

【意見】グリーン・ツーリズムの取組について

市町村や農業関連主体、観光関連主体と連携し、県内の地域資源をつなげた魅力的なプランの構築を主導することが望まれる。

## 7 農業経営課

### (1) 食と緑の基本計画2015について

【意見】「新規農業就業者の確保」の目標設定について

今後の計画策定においては、必要となる基幹経営体が確保できる新規就農者数の目標設定となるよう改善を検討されたい。

### (2) 青年就農給付金事業について

【意見】親元就農者と非農家出身者離農率の測定について

現状では、青年就農者全体の離農率の測定はなされているものの、農家出身者と新規参入者を区分した離農率の測定は行われていない。農家出身者と非農家出身者を区分した離農率の測定及び分析を実施し、新規就農者支援策の立案に役立てることが望ましい。

### (3) 農業改良普及事業について

【意見】外部第三者評価の件数について

評価を受けている件数が全体と比してごく一部となっている。外部専門家の評価を受けることは、普及指導活動の効果的・効率的な実施に有用であると考えられる。評価事例数の増加を検討されたい。

【意見】普及指導データベースの利便性の向上について

普及指導活動の成果を共有することは非常に重要であり、普及指導データベースは有用なツールとなると考えられる。普及指導データベースの利便性向上のための取組を検討されたい。

### (4) 農業金融対策について

【意見】農業経営基盤強化資金利子補給補助金の過払いについて

類似の業務フローである農業近代化資金利

平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」において、施策目標を「輸出に向けた商談件数」とした。

平成28年度から「食と花の街道認定事業」を実施し、市町村や農業関連団体、観光関連団体と連携し、地域資源である食や花をテーマとして観光振興や地域活性化に取り組む地域を認定し、その魅力を広くPRする取組を行っている。

必要となる基幹経営体を確保するためには、より多くの新規就農者を確保する必要があることから、平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」では、新たに、農業法人に就農する雇用就農者数を加えた新規就農者数の目標設定とした。

青年就農給付金事業が始まった平成24年度から平成27年度までの間に青年就農給付金を受給した青年就農者について、平成28年10月末現在における農家出身者と非農家出身者別に就農後の定着状況を調査した。

平成27年12月に「協同農業普及事業の外部第三者評価実施要領」を一部改正し、概ね3年に1回は主要な普及指導計画（重点課題）が対象となるよう外部第三者評価を実施することとした。この実施要領に基づき、県内8か所の農林水産事務所農業改良普及課で実施した全ての重点課題（77課題）を評価対象として、平成27年度の外部第三者評価を実施した。

データベースの更新の都度、関係機関（各農林水産事務所農業改良普及課及び農業総合試験場企画普及部広域指導室）にメール配信を行うこととした。平成27年12月から平成28年11月までに、普及指導データベースを6回更新し、その都度、関係機関にメールを配信して更新内容を周知した。また、平成28年5月に関係機関の普及情報担当者を参集して会議を開催し、普及指導データベースの掲載資料一覧を提示して利用促進を呼びかけた。

平成27年度から、類似の業務フローである農業近



子補給補助金や農業経営負担軽減支援資金利子補給補助金についても、複数の者が更新を確認する体制をとることや市町村及び金融機関に対し利子補給制度の周知徹底・データ照合方法等の指導強化などの体制強化を図るとともに、実際に運用されていることを確認することが適切と考える。

【意見】協会における保証に係るスピードの短縮方策の検討について

県独自の制度資金について、融資機関における当該制度の取扱事務の対応状況やそれにかかる標準的な時間について調査し把握するとともに、必要に応じて、業務方法の工夫等による時間短縮の方策を検討することにより、農家等が保証を申請して貸付を受けるまでにかかるスピードを可能な限り上げることが適切であると考えます。

(5) 農業大学校学生寮建築工事に係る事業者選定支援業務について

【意見】契約業者選定方法について

公共工事発注者支援機関認定団体が県内に他に2団体あったため、業務実績の有無を元に1者との随意契約とするのではなく、少なくとも相見積りにより金額の妥当性を検討することが考えられた。今後このような案件についての業者選定や金額の妥当性の確認にあたっては、より慎重な検討が望まれる。

8 農業大学校

(1) 現金管理について

【意見】現金出納簿の正確な作成について

現金払込書兼領収書が保管されているものの、現金出納簿に記載がないものがあつた。日次の正確な現金残高管理のためにも、現金を受取った際及び払出した際、漏れなく現金出納簿に記載するよう改善されたい。

(2) 鍵の管理について

【意見】鍵の管理について

鍵の管理簿を閲覧したところ、返却欄の記載漏れがあつた。記載漏れがあつたとしても、最終退出者により鍵が揃っていることの確認が行われているため、現状問題は生じていないが、トラブルがあつた時のためにも慎重な運用が望まれる。よって、最終退出者により確認が実施された旨を管理簿にサインする等、運用の見直しを検討されたい。

(3) 物品管理について

【意見】物品の所在場所の変更について

物品使用一覧表に記載された所在場所とは異なる場所に所在する物品が発見された。物品の所在場所が変更された際は、適切に変更の手続を行うことが望まれる。また、年1度実施している実査の際には、所在場所についても留意されたい。

9 農業総合試験場

(1) 外部評価について

【意見】外部評価の対象について

農業総合試験場が事前に研究課題をサンプリングし外部評価委員に提出するのではなく、

代化資金利子補給補助金や農業経営負担軽減支援資金利子補給補助金についても、償還状況の変更を貸付台帳に反映させた後、グループ内で複数の者が変更したことを確認する体制をとるとともに、農林水産事務所を通じて市町村及び金融機関に対し、データ照合方法等の指導強化を行った。また、補助金実績の確認を行う際には県、市町村、金融機関のデータ照合を行っている。

県独自の制度資金である農業経営安定資金については、農家等が保証を申請して貸付を受けるまでにかかる期間が短くなるよう、平成28年6月1日付けで農業経営改善関係資金等の運用についての一部改正を行い、手続きを簡素化した。

今後、同様の案件が発生した際には、相見積りにより金額の妥当性を検討するなど、より公平な判断を行うとともに、こうした事案についての業者選定の方法や金額の妥当性の確認方法について関係課と調整・検討し、慎重に対応することとした。

監査終了後、現金を収受した際の現金出納簿の記載を確実にを行うように注意し、複数の職員により確認を行うこととした。

監査終了後、鍵を管理している管理課の「火気点検簿」に鍵の管理簿の返却を確認する項目を追加した。

これにより、管理課の最終退出者が鍵の返却及び返却欄の記載を確認することとした。

監査終了後、所在場所が変更されていた物品については変更の手続きを行った。また、平成28年度の物品の確認は10月に行ったが、現物の確認のみならず所在場所の確認も行った。また、今後も毎年同様に現物確認及び所在場所の確認を行うこととした。

平成28年度から、外部評価実施要領（平成15年制定）の一部改正を行い、対象研究課題は外部評価委

研究課題の一覧の中から外部評価員が評価対象となる研究課題を選定し、農業総合試験場が該当する研究課題を提出する体制に変更することを検討されたい。

【意見】研究課題の決定段階における外部評価の実施について

現在実施している外部評価委員による事後の外部評価に加えて、研究課題を決定するプロセスにおいても、分科会に研究当事者以外の第三者の参画を求めること等により、事前の外部評価の実施を行うことを検討されたい。

(2) 研究成果のPR活動について

【意見】場内生産農産物の場外活用の拡充について

場内生産農産物の効果的な活用法について、現状では、「公開デー」における生産物販売にとどまっている。各種PR活動の場等、場外における活用の拡充を検討されたい。

(3) 毒劇物の管理について

【意見】試薬・農薬等の期限管理について

試薬等については、使用期限はメーカーが薬剤の安定している期間を定めたものであり、使用期限を過ぎたものは、順次廃棄すべきであるとする。農薬については、使用期限を過ぎたものが保管されていたことから順次廃棄すべきである。

(4) 印鑑の管理について

【意見】異動した職員及び他の場所に常駐する職員の印鑑について

現場視察を行った際、ゴム印等が保管されている箱の中に、すでに転動してなくなった職員及び場内の他の場所に常駐する職員の印鑑（シヤチハタ印）が保管されていた。不正に使用されるおそれがあり、発見次第直ちに返却すべきである。

10 愛知県農業信用基金協会

(1) 協会における保証及び管理について

【指摘】代位弁済手続遅滞分の遅延損害金の支払いについて

1年分を上限として遅延損害金を支払うこととなっているが、最長のもので328日分の案件があった。協会は当該延滞の発生は認識していたため、延滞発生後276日間経過していることについて十分留意し、請求事務を円滑に行うよう、融資機関に指導しておく必要があった。

また、請求日から履行日までの52日のうち39日は当該融資機関による書類不備が原因であった。それにもかかわらず39日分も含めて代位弁済しているため、協会にとって本来不要な支出となっている。

員が選定することとした。改正後要領に従い、研究課題一覧表を外部評価委員に示し、その中から外部評価委員が評価対象となる研究課題を選定し、農業総合試験場が該当する研究課題を提出する体制に変更した。

平成28年度から、課題の設定について検討する農業専門分科会において、外部の有識者の参画を得て開催し、第三者の視点を入れて課題を決定するように変更した。

県内生産物直売所7施設で200名に対して、愛知県育成の梨について「試食・アンケート」を実施した。また、お米の新品種食味検討会を開催するなどPRに努めた。

さらに、あいちの農林水産フェア、あいち花フェスタ等のイベントに出展し、新品種の展示を行い研究成果のPR活動に努めた。

今後も「試食・アンケート」により農業総合試験場のPRをするとともに消費者の意見を取り入れる取り組みを継続していく。

平成28年2月に水酸化ナトリウム始め600本を廃棄した。今後も順次廃棄を進めていく。

平成27年度中に全て返却した（一部は本人の了解を得て廃棄した。）。

協会は、平成28年1月21日に融資機関を集めた業務連絡会議を開催し、包括外部監査結果を報告した。また、延滞が発生した場合には、融資機関から協会へ送付される延滞報告書に基づき、協会として迅速な対応をしていくので、融資機関も協力するよう依頼した。

**【意見】 遅延損害金の支払について**

延滞が発生すると遅延損害金は全額確実に債権者たる融資機関に支払われることになるため、遅延損害金まで含めて代位弁済することの経済的合理性に疑問がある。

例えば、代位弁済の対象とする遅延損害金について見直しを行い、それにより捻出される財源を利用して保証料率を引き下げること等、農家への金融支援及び農業振興に資する方策を検討することが望ましい。

**【意見】 返済不能の要因となった事象の確認方法について**

協会と融資機関との契約では融資機関に報告を義務付けているものの、融資機関において確認しているとの聴取りといった方法にとどまらず、状況を把握できる写真の入手等、実態を把握できる方法を探ることが適切と考える。

平成27年11月27日開催の協会の理事会にて、遅延損害金率を約定金利に見直すことが承認され、平成28年4月1日から適用している。1事例ごとの代位弁済額が減少することで、財源を他の代位弁済に利用することができるため、今後積極的に保証契約を行うことができる。

協会は、債務保証の事務取扱要領を見直し、平成28年1月21日に開催した融資機関を集めた業務連絡会議にて、自然災害等の理由により代位弁済に至った場合には、写真等の根拠書類を添付するよう説明した。

**11 園芸農産課****(1) 「花の王国あいち」のPR活動について****【意見】 PRの方法について**

消費者に対するPRの効果を出すためには、松葉ガニや関サバ等で実施されている「タグ」のようなものを切り花に付す等、消費者が一目で愛知県産と認識できるような仕組みを作ることが望まれる。

平成27年12月から、県内の花き小売店と連携し、「花の王国あいち」のシンボルマークの入った価格板等を使用して県内産の切り花を消費者に知っていただく取組や、鉢物生産者と連携し、出荷物に「花の王国あいち」のシンボルマークが入ったラベルをつけていただく取組を行っている。

**【意見】 PR対象について**

日持ちの良い花きや茎がしっかりと折れにくい花き等は、販売する側にも大きなメリットがあるため、花屋やスーパーマーケット、さらには卸売業者へのより一層のPRが必要であると思われる。

平成25年度から県内の花き生産、流通、小売、消費に至る各種団体と「花の王国あいち県民運動実行委員会」を組織し、花き関係団体に対して、「花の王国あいち」をPRする取組を進めており、こうした取組において、平成27年度に作成した「花の王国あいち」のシンボルマークを活用してより一層のPRを行っている。

**12 畜産課****(1) 飼料自給率について****【意見】 飼料自給率の目標設定について**

県は、これまで飼料自給率目標を設定していなかったが、平成37年度の飼料自給率目標を現在算定中である。長期的な目標数値を設定することで、県の畜産がより発展するよう今後も取組を継続されたい。

平成27年度に、平成37年度の飼料自給率の目標は、愛知県酪農・肉用牛生産近代化計画の中で乳用牛31.2%、肉用牛33.1%と設定した。目標を達成できるよう国産粗飼料の他、飼料用米及びエコフィードの生産、利用の拡大を図っていく。

**【意見】 飼料自給率向上施策の拡充について**

飼料自給率の向上は、畜産農家の健全な経営を促進するものであり、県がバックアップできる効果的な施策の拡充を引き続き検討されたい。

平成28年度から、飼料用稲や動植物性残さを飼料として利用するための効果的な加工技術及び家畜への給与方法の技術開発に取り組むとともに、新たに飼料保管施設の整備や収穫機等の機械導入の支援を行った。引き続き、飼料自給率の向上に向けての具体的な方策である国産粗飼料(牧草、稲発酵粗飼料)、飼料用米、エコフィードの生産及び利用拡大のための施策の拡充を図っていく。

**(2) 畜産振興対策事業補助金について****【意見】 乳用牛群総合改良推進事業に係る補助金について**

後代検定を実施したことによる効果を測定し、事務コストと比較することで、今後、乳用牛群補助金を存続するのか、もしくは廃止するのかについての検討を実施されたい。

関係団体における財源の確保や協力体制の確立など、自助努力による運営を図るための体制づくりに助言・指導し、平成29年度当初予算から補助を廃止することとした。

## 13 家畜保健衛生所

## (1) 飼育動物診療施設指導について

【指摘】立入検査票（控）の紛失等について  
平成26年度における立入検査実施件数23件のうち1件の立入検査票（控）が行方不明となっていた。また、立入検査票（控）3件が綴りに整理されていなかった。

立入検査票（控）の紛失等が生じた場合、管内施設の状況分析及び対策検討が適切に行えない可能性や、個別施設の次回検査時の指導が効率的に実施できない可能性が高まると考えられる。よって、立入検査票（控）の適切な整理保管を徹底すべきである。

【意見】改善報告書の提出依頼の検討について

薬事法関係等の検査項目のほとんどが違反状態である施設が1件あった。改善報告書は、これまで提出を求めたケースはないとのことであるが、改善指導の実効性を確保するため、改善報告書の提出依頼を検討されたい。

【意見】立入検査計画の策定について

継続的な立入検査・指導を確実に遂行するため、立入検査計画を策定し、実施件数を書面で定め、計画と実績の対比により執行状況を管理することが適切と考える。

## (2) 動物用医薬品販売業者指導について

【指摘】薬事監視台帳の記載ルールについて  
薬事監視台帳を閲覧したところ、「改善状況等」が記載されていないものが多数見受けられた。また、これらの中には、同様の指導事項を繰り返し指摘されている事例が散見された。このうち、6回連続で指定外品目販売の違反を指導されている事例もあった。

立入検査の指導時又は適切な期間内に改善状況等が確認されない場合、上記のように指導すべき違反が繰り返され、指導業務の目的が達成されないリスクが高まると考えられる。よって、薬事監視台帳の記載ルールを再認識し、改善状況等の適正な記載について徹底を図られたい。

## (3) 家畜排せつ物適正処理対策（立入検査及び指導票交付）について

【意見】立入検査チェックシートへの記載の徹底について

「家畜排せつ物法立入検査チェックシート」を閲覧したところ、すべての項目でチェックマーク等の記載が省略されているものが見られた。検査の実施漏れを防ぐためにチェックシートへの記載を徹底し、検査実施の証跡を残す必要がある。

## (4) 飼料安全性確保強化指導について

【意見】巡回指導戸数の設定基準に関する資料の作成・保管について

巡回指導戸数については、牛の農家数を基準に農林水産部畜産課で決定しているが、巡回指導戸数の設定基準に関する資料は作成・保管されていないため、巡回指導戸数の設定基準に関する資料を作成・保管することが望ましい。

紛失したと思われる立入検査票1件については、平成25年度のファイルに綴られていたことを確認したので、平成26年度ファイルに移し替えの上保管した。

平成27年度以降については、所定のファイルにより、適切な整理保管を徹底することとした。

当該施設については、平成27年12月に再立入をして、全て改善されたことを確認した。

平成27年度以降、診療施設の構造基準の不適、毒薬の保管不備等の違反があった場合は、改善報告書の提出を求めることとした。

平成27年度から、事前に当該年度の立入検査計画を策定し、実施件数を書面で定め、計画と実績の対比により執行状況を管理することとした。

違反が認められた当該の店舗に対して、平成27年12月に再立入を実施し、改善を確認した。

また、立入検査の前に、検査員に対して薬事監視台帳の記載ルールの徹底を図るとともに、改善指導内容及びその後の改善確認状況の台帳への記載を徹底した。

立入検査の際に、検査員に全ての項目に対して、検査結果の記載を徹底するとともに、報告書により、記載漏れがないかの確認を行うこととした。

平成28年度から、年度当初に畜産課から提示された設定基準を保管するとともに、その設定基準に基づき、対象農家を選定することを徹底した。

## 14 畜産総合センター

## (1) 畜産技術練習生制度について

## 【意見】畜産技術練習生の募集について

畜産総合センターのホームページに制度の概要及び目的をより認識しやすいように掲載方法を改善することや、イベント実施時での案内等も実施することを検討されたい。

平成28年度から、募集概要等をホームページのトップに掲載するとともに、愛知県学校農業クラブ連盟主催の家畜審査競技会で案内を実施した。

## (2) 養豚に関する情報開示について

## 【意見】ようとん通信の発行について

平成25年11月を最後に発行されていない「ようとん通信」には、系統豚の譲渡可能頭数の他に学会での研究成果やイベント情報の告知等も記載されており、一般農家にとって有用な情報が多い。系統豚の譲渡可能頭数がないことも一般農家にとって必要な情報である。「ようとん通信」を復活し継続的な情報提供を行っていくことを検討されたい。

平成28年1月号から復活し、4月号と10月号を発行した。今後も継続的に情報提供を行っていくこととした。

## (3) 生産物売払収入について

## 【意見】肉豚の市場への出荷時期について

肉豚の出荷時期については、売払収入の最大化ではなく、当該収入及び生育コストに係る収支の最適化を意図して決定されることが適切である。肉豚の出荷に当たっては、当該収支の最適化が図られる時期に出荷するよう更なる検討を要望する。

平成28年度から、種豚の早期選別と早期譲渡を進め、肉豚出荷日齢を8日間短縮し、収支改善を行うこととした。

## (4) ふれあいドームについて

## 【意見】ふれあいドームの利用内規について

利用状況を再度勘案し、地元住民のスポーツ利用であれば当日申込みを認めるといった利用実態に沿った内規の変更等を検討されたい。

平成27年11月1日付けで、当日申し込みができるよう、内規を変更した。

## 【意見】ふれあいドームの稼働状況について

稼働率が50%を割っており、より有効活用を図っていく必要があるといえる。畜産の発展に資するための畜産生産団体もしくは国、市町村等公共団体が主催する催しや勉強会の実施や地元住民のスポーツ目的での利用の増加を図り、ふれあいドームの稼働率を高める方策を検討されたい。

平成27年12月から、ふれあいドームのスポーツ利用についてホームページに掲載した。

## (5) 毒劇物の管理について

## 【意見】動物用医薬品の期限管理について

動物用医薬品の一部に「使用期限」が切れているものが散見された。使用期限はメーカーが薬剤の安定している期間を定めたものであり、使用期限を過ぎたものは、順次廃棄すべきであると考えられる。

平成28年3月までに、使用期限が過ぎた動物用医薬品を廃棄した。

## (6) 物品管理について

## 【意見】物品使用一覧表への登載漏れについて

備品表示票が貼付してあるものの、物品使用一覧表に載っていない台車が発見された。動かなくなったため不用の決定をしたものの、その後修理を行ったところ動いたため使用していたとのことであるが、不用の決定時に慎重に判断をすべきである。

物品を不用決定する際は、業務担当及び管理課担当により修理の可否を慎重に判断することとした。

## 【意見】建物附属設備・物品の計画的な修繕、買替について

電気冷蔵庫等長年使用している物品が多数あった。電気冷蔵庫内にはワクチン等が保管されており、計画的に買い替えることが望まれる。

管理棟の空調設備が数年前から壊れ、修理されていない状況であり、計画的な修繕を検討することが望まれる。

## 15 水産課

### (1) 食と緑の基本計画2015について

#### 【意見】 施策目標の見直しについて

「安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保」における水産業に係る施策目標は、水産業振興が漁業経営の安定を目的としていることから、単に漁業生産量とするのではなく、将来的には「漁業生産額」とすることを検討されたい。

### (2) 漁村活性化総合対策事業費補助金について

#### 【意見】 補助対象経費の明文化について

交付要綱や実施要領上で対象施設を定義しているものの、補助対象経費が明確に定義されていないため、補助金交付の明瞭性、公平性の観点から、補助対象経費について具体的に明文化することが望まれる。

#### 【意見】 補助金に係る事業種目の見直しについて

漁協及びその周辺漁村の活性化が主目的であるので、実施主体の漁協等が、安易に補助金頼みとならないように、より自立した水産業とするため、高齢化、食の安全、防災対策など漁業生産地の課題に対応した事業種目の検討が望まれる。

## 16 水産試験場

### (1) 試験研究等について

#### 【意見】 事業報告書の記載誤りの防止について

事業実績報告書に添付する帳簿の消費税の課税区分について、今後は、事業の取りまとめ機関内部の記載方法に合わせ、課税区分を記載しないことに統一する対応が求められる。各種書類の記載方法についても県と独法Aの双方の連携を密に行っていくことが望まれる。

#### 【意見】 はえ縄漁業のトラフグに係る漁獲量規制について

はえ縄漁におけるトラフグについて、さらなる資源管理への取組と需要に見合った操業が行われるように指導することが望まれる。

【意見】 水産エコラベルの普及促進について  
イカナゴ及びシラス以外の魚種についてもMEL認証が促進されるように漁業者を指導するとともに、認証取得に際して積極的な支援が望まれる。

消費者が選択的に行動することにより認証取得した漁業者に利益が還元されるよう、食育等の機会を捉えて資源管理によるメリットを啓発することにより消費者の理解を促進することが望まれる。

ワクチン等保管の電気冷蔵庫は平成28年1月に購入した。

空調設備は平成28年10月から計画的な修繕を開始した。

平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」では、農林水産業全体の生産額を基準とした全国シェアを指標とした。

平成28年4月1日付けで実施要領を改正し、補助対象経費について、明文化した。

漁業生産地の課題を精査し、事業種目の整理を行った（平成28年4月1日付けで交付要綱、実施要領を改正し、補助対象となる事業種目を5事業種目から4事業種目に整理）。

添付する帳簿の課税区分について、不統一及び区分誤りの状況があったことから、平成27年度の事業実績報告書から双方で連携を図り、添付する帳簿の課税区分について記載しない事として統一した。

仲買業者から市場の需要動向について聞き取り調査を行い、漁業者に需要に見合った操業方法を提案・指導した。今後も漁業者との連携を強め指導を継続していく。

マアナゴやシャコなどを漁獲する4つの漁業種類の団体に資源管理の取組について提案・指導した。また、平成28年8月に栄養管理士を養成する大学で開催した料理講習会や10月の水産試験場公開デーにおいて、シラスのマリンエコラベル取得と資源管理のメリットについて啓発した。今後もマリンエコラベルについての取組を継続する。

【意見】外部資金による試験費の安定的な獲得について

一定数の試験研究を確実に実施するためには、当該公募型の研究資金による試験費の獲得に向けた取組を継続する必要がある。公募型の研究資金が要件としている研究者の高い研究上の見識、あるいは当該研究全体の企画調整・進行管理能力等のノウハウの蓄積も望まれる。

【意見】毒劇物受払簿の記載方法について

本場については、毒物はグラム単位、劇物は本数単位で、受入れ時には受入数欄、払出し時には払出数欄に記載するとともに、現在数欄には未開封数量、使用中欄には開封済みの残量を記載している。県健康福祉部保健医療局医薬安全課のホームページにおいて、毒物劇物の保管管理等については、「盗難・紛失防止措置として、「毒物劇物管理簿（受払い簿）」を作成し、日常的に使用量や残量を確認すること」とし、重量管理を求められているため、劇物についてもグラム単位での記載が望まれる。

17 公益財団法人愛知県水産業振興基金

(1) 水産業振興基金における事業について

【意見】事業完了確認書の完了日付の記入について

事業関連書類を確認したところ、事業完了確認書内の完了日付の記載誤りが数点見られた。このような人為的な誤りを防止するため、例えば、元データの完了日入力時に実績報告書の日付と照らして20日以上経過している場合又は3月31日をまたいでいる場合にはエラーメッセージが出るようプログラムを組む、あるいは、最終的な事業完了確認書を作成した際に紙面による記載チェックを2人以上で行うなどの対策をすることが望まれる。

【意見】助成対象経費の範囲の明文化等について

助成事業に係る対象経費の範囲について具体的に定められておらず、特に管理費については裁量的に運用されているということであった。事務事業の明瞭性、公平性の観点から、助成対象経費について具体的に明文化するとともに、食事代や会議費等について1人当たり助成額に係る上限を規則等で定めることが望まれる。

【意見】選択性漁具の開発に係る水産試験場等との連携について

水産業振興基金が行う選択性漁具導入に係る助成事業においては、水産試験場が地先の漁家と共同して行う漁具の開発について情報の共有がなされていない。

事業をより適切に進めていくために、今後は水産業振興基金と水産試験場等間で情報共有に努めていくことが望まれる。

【意見】仕組債の保有について

「農林水産省における平成28年度競争的資金制度等公募説明会」（平成28年1月）や競争的資金のコーディネーターが所属するNPO法人「東海地域生物系先端技術研究会」のセミナー（平成28年11月）に研究員を参加させ、また、研究技術の向上のため研究員を研修に派遣し、外部資金獲得に対するノウハウ等の蓄積を図った。今後も、知識の向上と外部資金獲得の取組を継続していく。

平成28年4月に愛知県水産試験場毒劇物等管理要領を改正し、劇物についてもグラム単位の管理に改め、平成28年4月より毒劇物等受払簿により、適切な管理を実施している。

事業完了確認事務の人為的誤りを防止するため、平成27年10月28日から、事業完了確認書の紙面による記載チェックを複数人で行うこととした。

事務事業助成対象経費については、事務事業の明瞭性、公平性の観点から、対象経費の範囲について、具体的に定めておくことは好ましい反面、新たな先見的事業、技術革新などに対し迅速に対応するためには、その都度、過去の実績や将来性を勘案し、必要と認められる経費を社会通念上妥当な範囲内で認める現行の対応が、基金の合目的性、事業実施上の合理性等の観点から妥当と考えている。

なお、食事代等の事業雑費の一人当たりの上限については、平成28年4月1日付けで「取扱い」を定め、以後の基準として指導している。

平成28年4月18日付けで水産課及び水産試験場あて情報共有について文書依頼を行い、選択性漁具の開発に係る情報提供を受けるなど、水産試験場等との連携を図っている。

当該仕組債は、平成26年度末において時価が帳簿価額を上回っており問題はないものの、利息受取額がゼロとなるリスクがあり、償還までの期間が30年近くに及ぶため、状況が変動することを踏まえ、具体的な対応方法等について検討することが望まれる。

「仕組債のリスク管理方針」を策定し、平成28年2月4日開催の理事会において、議決承認された。

現在保有する仕組債（3銘柄15億円）について、当該管理方針に基づき、為替情報を日次、検証するなどリスク管理を行うとともに、必要に応じ、資産運用検討会議において運用状況を検証し、対応を検討することとしている。

## 18 農地計画課

### (1) 土地改良法に関する事務手続について

【意見】土地改良区の統廃合に向けた指導について

地区内における各種土地改良事業の総合的な施行等に支障を来している土地改良区に対しては、賦課基準や保有資産の調整、管理施設の処理方法等の課題の解決に向けて積極的な指導を行う等、引き続き、土地改良区の経営基盤の強化に向けて取り組んでいくことが望まれる。

引き続き、土地改良区の経営基盤の強化に向けて、積極的に取り組んでいる。平成28年度においては、解散の具体的な準備を進めている2改良区に対して、所管農林水産事務所とともに事務手続き等について指導を行っている。また、合併(6区→1区)を検討している件について、所管事務所と情報を共有している。

## 19 林務課

### (1) 担い手の育成・確保について

【意見】林業労働者の確保・育成に係る長期的な目標について

このまま林業労働者の減少が継続した場合、いくら年間作業延べ日数が増加しても、施策の柱の取組に掲げる「持続可能な林業の実現」がいずれ困難になることが危惧される。したがって、「持続可能な林業の実現」に必要な林業労働力を確保していくことができるよう必要な措置を検討することが望まれる。

平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」において、新規林業就業者の確保数を目標設定するとともに、目標達成のための施策として、平成28年度木材生産流通強化推進費により民間事業体の林業への新規参入を支援することとした。

### (2) あいち木づかいプランについて

【意見】県産木材利用の促進について

県の公共施設及び公共工事で使用する木材の県産木材利用率の平成27年度目標は50%である。これらの取組の結果、平成25年度実績で61.9%と達成している。

県はさらに県産木材利用を高めることが望まれる。

平成28年度に策定した愛知木づかいプランでは、県の公共施設及び公共工事で使用する木材の県産木材利用率について、過去5年間の実績をふまえ高い目標値である60%を平成32年度目標と定めた。

### (3) 地域森林計画について

【意見】長期的な視点による森林資源の循環利用について

適切な森林整備が確保されるとともに、将来にわたる木材の継続的利用を可能とする、長期的な視点による森林資源の循環利用を推進するために、主伐を含めた木材生産量の目標を設定し、その実施状況を評価していくことが望まれる。

平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」において、主伐を含めた木材生産量の目標を設定し、この計画の的確な推進を図るため、毎年度実施状況を評価していくこととしている。

## 20 森林保全課

### (1) 間伐について

【意見】間伐材利用促進について

今後は森林・林業技術センターでさらに試験研究の充実がなされ、間伐材の利用価値をさらに上げるような新たな活用方法が開発されることが望まれる。

平成28年3月に策定した「愛知県農林水産業の試験研究基本計画2020」において、重点研究目標として「県産木材の多用途化のための木材利用技術の開発」を掲げ、研究開発を行うこととしている。

### (2) 林業振興対策事業費（小規模林道事業費）補助金について

【意見】森林施業プランナー、森林総合監理士等の活用促進について

林道整備事業において、新規路線の計画時には、森林施業プランナーや森林総合監理士

林道事業の執行にあたっては、農林水産事務所の林業普及指導員等と林道事業担当が連携して、地域



のような人材の活用を推進することが望まれる。

## 21 森林・林業技術センター

### (1) 試験研究等について

【指摘】劇物における「物品管理簿」と現物の不一致について

木材加工棟で保管されている劇物のうち、塩化すず（Ⅳ）の未使用1本が、誤って塩化バリウムの物品管理簿に記録されていた。当該劇物は平成26年4月1日以降において受払がなく、1年以上に渡って「物品管理簿」と現物の不一致となっていた。

当該不一致は、「物品管理簿」と現物の照合が確実に実施されていれば、発見できたものと考えられることから、照合作業の徹底を図る必要がある。

【意見】宿泊棟の有効活用について

利用規程では、大学の関係者で、森林・林業関係の技術向上を目的に森林・林業技術センターで研究活動する者のうち、宿泊を希望する者で、所長が適当と認めた者に限って宿泊棟の利用が認められることとなっているが、大学の関係者以外の研究者等の利用についても認めることにより、有効活用することが望まれる。

【意見】外部資金による試験費の安定的な獲得について

今後も試験研究を確実に実施するために、外部資金による試験費の獲得に向けた取組を継続する必要があるため、過去において外部資金を獲得した際に得られた、研究の企画等のノウハウを蓄積していくことが望まれる。

### 【平成26年度包括外部監査】

（情報システムに関する財務事務の執行について）

#### 第1 外部監査の結果—総括的事項—

##### 1 「IT調達の手引き」の位置づけについて

【意見】「IT調達の手引き」の位置づけについて

情報システムの調達に係る事務手続の標準化及び情報システムの調達の経済性・効率性・有効性の観点から「IT調達の手引き」を標準的な調達手順として位置づけたうえで、IT調達に係る企画段階で考慮すべき要求事項及びテスト工程における具体的な手順を定めることが望ましい。

##### 2 情報セキュリティポリシーの位置づけについて

【意見】情報セキュリティポリシーの位置づけについて

情報セキュリティ要求水準を全庁的なものとして決定する観点から、「愛知県情報セキュリティポリシー」の改正についても、本部員会議により決定されることが望ましい。

の森林整備計画と一体となって計画・施工されるよう指導している。

また、森林整備計画の策定にあたっては、必要に応じ、森林組合等の森林施業プランナーの意見を聴取している。

本県においては、森林総合監理士の資格を持った林業普及指導員も増えてきており、今後もこうした人材の活用に取り組んで行く。

平成27年11月に毒劇物取扱規程を定め、毒劇物使用者は毒劇物の使用の際に、毒劇物使用簿により保管量及び使用量を把握し、毎月、毒劇物確認簿により毒劇物管理責任者の確認を受けるようにした。

平成28年1月に「愛知県森林・林業技術センター宿泊棟利用規程」を改訂して、大学関係者以外の者でも利用できる旨を明文化した。

平成27年9月から外部資金の試験費獲得のために応募した研究企画等の情報を精査し、集約することとした。また、平成28年3月に策定した「愛知県農林水産業の試験研究基本計画2020」で外部資金による研究費の獲得に向けた取組に努めていくこととした。

平成28年3月に「IT調達の手引き」を改正し、具体的な手順について定めた。

要求水準が大きく変わる等、影響が大きい改正を行う場合には本部員会議にかけることとした。

## 3 情報セキュリティに関する報告について

## 【意見】情報セキュリティに関する報告について

情報セキュリティに関する事項は、全庁的な情報セキュリティあるいはITガバナンスを確保する観点から報告が求められるものであるため、事務決裁規程の一般的な区分による権限移譲には馴染まないと考えられる。そのため、情報セキュリティ管理者に割り当てられた事務については、最終的に管理者本人へ報告することが望ましい。

情報セキュリティに関する事項については、最終的に情報セキュリティ管理者に報告するよう、今後も研修等を通じて周知をしていく。

## 4 ITガバナンス強化のための体制の構築について

## 【意見】ITガバナンス強化のための体制の構築について

全庁的な情報システムを統括する役割を担う、専門的知見を備えたCIO（最高情報責任者）を設け、そのリーダーシップのもとにITガバナンスを推進するとともに、そのような活動を支える体制及びルールを構築することが考えられる。

平成28年4月1日に情報セキュリティポリシーの改正を行い、CIO、CISO（情報セキュリティ統括責任者）、CSIRT（情報セキュリティインシデント対応チーム）を設置した。

## 【平成26年度包括外部監査】

（健康の保持・増進に係る施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について）

## 第1 外部監査の結果

## 1 あいち健康の森健康科学総合センター（愛称：あいち健康プラザ）

## (1) 健康宿泊館（あいち健康の森プラザホテル）について

## 【意見】健康宿泊館の宿泊料金の弾力的運用による利用率の向上について

客単価が低ければ、利用率が上がったとしても収入には直結しにくくなるため、値引は慎重に実施すべきであるが、快適な滞在の場としての宿泊や温泉を提供することを目的として、他の宿泊施設と同じ土俵で競うのならば、費用対効果を勘案した上で、割引施策の導入について検討することも考えられる。

平成27年度から、10名以上の団体利用に限り、条例の定める範囲内でツインルームの一人利用をシングルルーム料金と同額とする時期を設ける値引を導入し、利用率向上に取り組んでいる。

また、費用対効果を勘案し、レストランと連携して食事料金を値引きするセットプランを新たに実施する等弾力的運用を行い、利用促進を図っている。

## 2 保健所

## (1) 監視・指導業務について

## 【意見】無許可・無確認施設の監視・指導について

監視計画においては、無許可・無確認施設に対する監視・指導を優先的に実施することを明文化するとともに、監視・指導の実績把握においては、無許可・無確認施設に対する監視・指導実績についても把握することが望ましい。

平成27年度から、本庁から保健所へ示す「環境衛生関係施設監視・指導計画」に、無許可・無確認施設については把握し次第直ちに営業を停止させ許可申請させる等の指導を行うよう明文化し、平成28年度から無許可・無確認施設に対する監視・指導実績の報告を求め、実績把握の体制を整備した。

## 【意見】監視・指導時の記録の簡略化について

実施すべき手続が実際になされていることを示すための書類として、所定の記録票による指導業務の実施とその保存が必要である。

平成28年4月より麻薬業務所用の立入検査票を新たに作成し、当該検査票に基づき監視指導を行うとともに、その結果を記録し保存することとした。

## (2) 検査用試薬の管理について

## 【指摘】GLP「試薬管理記録表」払出記録の漏れについて

過去に廃棄を行った試薬について、本来、食品・水質検査GLPが規定する「試薬管理

平成26年12月から、「毒物・劇物等台帳」と「試薬管理記録表」との照合を毎月実施することとした。

記録表」に記載をするべき廃棄の記載が適切に反映されていなかった。また、過去に使用済となった試薬について、本来、食品・水質検査GLPが規定する「試薬管理記録表」に記載をするべき払出の記載が適切に反映されていなかった。

これらについては、「毒物・劇物等台帳」と「試薬管理記録表」の照合が実施されていれば、適切に修正されていたものと考えられることから、統制の運用の見直しが求められるものである。

**【意見】 網羅的な「試薬管理記録表」の作成について**

「試薬管理記録表」は、試薬のロット番号や開封及び廃棄が試薬ごとに網羅的に表示されており、適正な管理の観点から、毒物・劇物の管理においても詳細に記録することの必要性について検討の余地があるものと考えられる。

**【意見】 受払簿の数量管理について**

例えば、現状の月に1度を、2週間に1度にするなど、管理頻度を上げるとは検討の余地があるものと考えられる。毒物及び劇物の盗難や紛失防止はもちろんのこと、検査実施者にあらぬ疑いをかけないという実務者保護の観点からも、より頻度の高い管理が望ましい。

(3) 財産管理について

**【意見】 物品の取得方法に係る選択について**

県においては、機器備品のフルコスト、すなわち当初の購入コストのほか、保守、修繕、撤去に係るコストを把握した上で、実際の物品の利用頻度や今後の利用見込み、劣化度合いといった利用実態も含めて、総合的な観点から取得方法を選択することが、少なくとも金額的重要性のある物品については適切であると考えられる。

3 衛生研究所

(1) 検査用試薬等の管理について

**【指摘】 劇物受払簿の記録漏れについて**

受入時の受払簿への記録を徹底するとともに、定期的に薬品棚の点検を実施し、受払簿に記録のない毒物劇物がないか確認する必要がある。

また、払出時の受払簿への記録及び確認を徹底するとともに、正確な現物確認を実施する必要がある。

**【意見】 受払簿の様式の整備について**

毒物劇物の盗難・紛失を防止・発見するため、重量単位での記録に関するルールを定めるとともに受払簿の様式を整備することが望ましい。

(2) 物品管理について

**【意見】 検査機器の取得方法に係る選択について**

県においては、物品のフルコスト、すなわち当初の購入コストのほか、保守、修繕、撤去に係るコストを把握した上で、実際の物品

平成28年2月に規程を見直し、「毒物・劇物等台帳」の様式及び運用を改めた。

平成27年度から、毒物・劇物の管理についても開封、廃棄等の記録を実施することとした。

なお、毒物劇物等台帳については、開封、廃棄等の記録を行えるよう見直し、平成28年2月から運用を改めた。

平成27年度から、毒物の管理について、重量管理を導入し、使用時に秤量し記録するとともに、月1回の棚卸し時にも確認することとした。

平成28年2月に規程を見直し、「毒物・劇物等台帳」の様式及び運用を改めた。

平成27年12月から機器備品の取得に当たっては、購入後の保守・修繕費用等を含めたフルコストや利用実態を考慮し、取得方法を選択していくこととした。

平成26年8月に、全ての毒物劇物について点検を実施し、必要な受払簿を整理した。

受払簿への記録及び確認については、受入時並びに払出時の他に、月1回月末に2人体制で実施することとした。

平成28年2月に「毒劇物薬品受払簿」を「毒物劇物管理簿」に改め、記録漏れのないように規程を見直し運用している。

平成27年度から、毒物については重量管理するよう様式を整備した。

なお、平成28年2月に規程を見直し、「毒劇物薬品受払簿」を「毒物劇物管理簿」として運用を改めた。

平成27年12月から機器備品の取得に当たっては、購入後の保守・修繕費用等を含めたフルコストや利用実態を考慮し、取得方法を選択していくこととし

の利用頻度や今後の利用見込み、劣化度合いといった利用実態も含めて、総合的な観点から取得方法を選択することが、少なくとも金額的重要性のある物品については適切であると考えられる。

#### 4 本庁における事業

##### (1) B型・C型肝炎患者医療給付事務処理業務委託について

【意見】契約金額の積算資料の整備について新規事業の場合でも、委託先の見積明細や実績等に基づき、契約金額算定の根拠資料を作成することを検討されたい。

#### 【平成25年度包括外部監査】

(産業振興施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について)

##### 第1 外部監査の結果—個別的事項—

##### 1 金融・経営支援関連施策(県産業労働部)

##### (1) 小規模事業経営支援事業補助金について

【意見】会員・非会員に区分した計画・実績のモニタリングについて

県においては、各商工会等における会員・非会員に区分した活動計画及び実績に対するモニタリングをこれまで以上に行うことが適切と考えられる。

##### 2 商業流通・観光推進関連施策(県産業労働部)

##### (1) 犬山国際ユースホステル管理運営委託費について

【意見】人件費の見直しについて

損失計上の要因は、人件費の単価が、正職員4名であることからすると高額であることから、この部分における合理化の余地は大きいものと考えられる。

よって県は、指定管理者が計画的かつ継続的に人件費の見直しを行い、収支状況及び財政状態を改善させるよう指導することが適切と考えられる。

#### 【平成24年度包括外部監査】

(県が出資等の形で関係する団体に対する財務の執行について～県の監査対象となる関係団体の財務の執行も含めて～)

##### 第1 公益財団法人愛知県国際交流協会

##### 1 契約関係

##### (1) 愛知県以外との契約

【意見】ネット関係の業者の選定について

既存システムとの調整、機器の再設定、環境設定に要する経費等の問題が事実上の参入障壁とならないよう、従前のシステムとの継続性が要求されるものについては、システム構築にあたっては可能な限り汎用性のあるもので設計を行うべきである。

##### 第2 公益財団法人愛知県水産業振興基金

##### 1 組織

##### (1) 職員について

【意見】基金内の部門について

基金職員の構成について、県関係者が多い

た。

平成28年度以降の契約では業者の見積もりやこれまでの実績を基に、より精査した資料を作成・保存し、新規事業を行う場合は業者の見積もりや県で類似する事業等を参考に精査した資料を作成することとした。

平成28年度小規模事業経営支援事業費補助金事業実績の報告より、会員・非会員の区別を把握し、サービス提供が会員に偏重していないか確認することとした。

平成27年度にこれまでの指定管理者であった(一社)愛知県観光協会の指定管理期間が満了したことから、「現行の指定管理料を大幅かつ継続的に減額する提案内容」を条件にした指定管理者の公募を実施し、新たな指定管理者として(一財)日本ユースホステル協会を選定した。

指定管理料については、平成27年度の24,720千円から平成28年度は12,000千円と大きく減額され、民間活力を活用した効果的、効率的な運営が期待される。

平成28年3月のインターネット接続管理業務等の契約更新にあたり、既存システムとの調整等が事実上の参入障壁とならないよう、仕様書の記述を汎用的・具体的なものとして入札を実施した。

平成27年度末で退職したプロパー職員の後任に

との指摘は従前からなされているところであり、特に、栽培漁業部勤務の職員と異なり、特殊技能を要しない本部勤務職員については、積極的に県関係者以外の登用も検討されるべきである。

【意見】職員における県関係者の割合について

種苗生産業務を基金が続けるためには、新たなプロパー職員を育成し、現在のプロパー職員が持っている特殊かつ高度な技術を承継すべきである。

2 その他

【意見】基金自体の存在意義について

基金が県とは別に法人格をもって存在する最大の意義を保つため、すなわち栽培漁業センターを効率的に運用する受け皿たり得るためにも、プロパー職員の育成を行い、特殊かつ高度な技術を行うべきである。

【平成20年度包括外部監査】

(公有財産の管理について)

第1 外部監査の結果

1 土地・建物

(1) 普通財産および行政財産の管理・活用状況について

【意見】元尾張看護専門学校

本館、北館・体育館の利用方針を明確にし、今後使用しない可能性が高いようであれば、取り壊しについても視野に入れて中期的な利用または処分の計画を策定することが必要である。

【平成20年度包括外部監査】

(内陸用地造成事業及び臨海用地造成事業における造成土地の管理について)

第1 外部監査の結果

1 保有が長期化している未処分宅地の販売方針について

(1) 内陸用地造成事業

【意見】額田南部地区について

企業庁では、地元企業を中心に、誘致活動を行っているとのことだが、区画割が難しいこともあり、現状区画での斡旋は進んでいない。現状では、アクセス道路が大型車両の通行に十分でなく、頻繁な物流を前提とする企業は不便を感じるのではないかとと思われる。用地の開発と合わせて、建設部との連携を図り、道路環境の改善・整備を進めることが望まれる。

【平成19年度包括外部監査】

は、公募試験により、平成28年度から新たなプロパー職員を採用した。

本部勤務職員については、会計事務を担当する職員以外の職員は、特別な知識等が不可欠ではないものの、本部事務局の小さな組織においては、新たな採用職員には即戦力となることが求められ、行政事務及び本県水産業全般に精通した県OB職員は、この点において最適な人材と言える。また、県OB職員の採用は、人件費の安定的抑制の観点からも最良であり、業務量の変化に対応した減員も柔軟に行うことができるため、プロパー職員の積極的採用は、必ずしも組織の円滑な運営に繋がるものではないと考える。今回特別振興積立資産（空港関係）事業が終了したことに伴い、平成29年度から県OB職員である本部の管理課長を減員する予定としている。

平成28年4月に若年のプロパー職員を新たに採用するとともに、平成27年度末退職のプロパー職員を再雇用することにより、若年職員を育成し、特殊かつ高度な技術を承継する体制を整えた。

プロパー職員の育成には、県派遣職員の持つ知見、技術による指導と合わせて、経験豊富なプロパー職員からの技術の承継が重要である。

平成28年4月に若年のプロパー職員を新たに採用するとともに、平成27年度末退職のプロパー職員を再雇用することにより、若年職員を育成し、特殊かつ高度な技術を承継する体制を整えた。

平成28年5月30日に元がんセンター尾張診療所と一体的に売買契約を締結し売却した。

額田南部地区で分譲中であった3区画については、平成26年11月に土地賃貸借契約を締結した。

その後、整地工事を行い、2区画については平成27年10月に引き渡し、残る1区画についても平成28年2月に引き渡したため、当地区の立地はすべて完了した。

(建設部の委託料及び役務費に関する財務事務の執行並びに建設部の主要な財政的援助団体に関する財務事務について)

第1 外部監査の結果

1 過去の外部監査の措置状況の検討

(1) 愛知県土地開発公社

【意見】代替地用地について

代替地を長期に保有し続けることにより、簿価と時価との乖離<sup>かい</sup>が進むことが懸念されるため、県と公社は協議を継続して行い、早期に処分することが望まれる。

平成27年度に全ての代替地の処分が完了した。

【平成15年度包括外部監査】

(建設部の補助金及び貸付金に関する財務事務の執行並びに建設部の主要な財政的援助団体に関する財務事務について)

第1 愛知県土地開発公社

1 代替地事業により保有する土地について

【意見】代替地事業により保有する土地について

代替地として取得した土地については、当該土地を事業用地所有者に提供することで公共事業用地の取得に大きく寄与してきたが、結果的に処分できずに残った土地が、その間の地価の下落の影響を受けたことと、その間の借入れに伴う利息の発生によりこのような事態が生じた。長期に保有することは、簿価と時価に乖離<sup>かい</sup>が生じることが懸念されるため、県は公社と協議のうえ、早期に処分を行うことが望まれる。

平成27年度に全ての代替地の処分が完了した。